

[關係資料]

## 資料1 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）

観光基本法（昭和38年法律第107号）の全部を改正する。

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである。また、観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものである。

我らは、このような使命を有する観光が、今後、我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信する。

しかるに、現状をみると、観光がその使命を果たすことができる観光立国の実現に向けた環境の整備は、いまだ不十分な状態である。また、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。これに加え、我が国を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとはなっていない。

これらに適切に対処し、地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興を図ること等により、観光立国を実現することは、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

#### （施策の基本理念）

第二条 観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。

- 2 観光立国の実現に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進が図られるよう講ぜられなければならない。
- 3 観光立国の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講ぜられなければならない。
- 4 観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念（次条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力を努めなければならない。

(住民の役割)

第五条 住民は、観光立国の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の努力)

第六条 観光に関する事業（第十六条において「観光事業」という。）を営む者（以下「観光事業者」という。）は、その事業活動を行うに際しては、住民の福祉に配慮するとともに、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、観光立国の実現に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第八条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(交通政策審議会への諮問等)

第九条 交通政策審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、観光立国の実現に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 交通政策審議会は、前二項に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第二章 観光立国推進基本計画

(観光立国推進基本計画の策定等)

第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画（以下「観光立国推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立国の実現に関する目標

三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

(観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第十二条 国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設（以下「旅行関連施設」という。）及び公共施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備)

第十四条 国は、観光旅行者の国際競争力の高い魅力ある観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、国際交通機関及びこれに関連する施設並びに国際競争力の高い魅力ある観光地及びその観光地間を連絡する経路における空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二節 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の国際競争力の強化)

第十五条 国は、観光産業の国際競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十六条 国は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第三節 国際観光の振興

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第十七条 国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、我が国の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(国際相互交流の促進)

第十八条 国は、観光分野における国際相互交流の促進を図るため、外国政府との協力の推進、我が国と外国との間における地域間の交流の促進、青少年による国際交流の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行の容易化及び円滑化)

第十九条 国は、観光旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和、観光事業者の不当な営利行為の防止その他の観光に係る消費者の利益の擁護、観光の意義に対する国民の理解の増進等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第二十条 国は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、我が国の伝統のある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第二十一条 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第二十二条 国は、観光旅行の安全の確保を図るため、国内外の観光地における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第二十三条 国は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第二十四条 国は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及及び理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光に関する統計の整備)

第二十五条 国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 国及び地方公共団体の協力等

(国及び地方公共団体の協力等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、観光立国の実現に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(団体の整備)

第二十七条 国は、観光立国の実現に関し、民間の活力が十分に発揮されるよう観光立国の実現に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成19年1月1日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二条 国土交通省設置法(平成11年法律第100号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「観光基本法(昭和38年法律第107号)」を「観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)」に改める。

## 資料2 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいう。

2 この法律において「宿泊拠点地区」とは、外国人観光旅客の宿泊の拠点となる地区をいう。

3 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

二 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)

四 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次項第四号において同じ。)を営む者

六 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

4 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

5 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。)、船舶及び航空機をいう。

### 第二章 基本方針及び外客来訪促進計画

#### (基本方針)

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項
  - 二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項
  - 三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項
  - 四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項
  - 五 その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(外客来訪促進計画)

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

- 一 外客来訪促進地域の区域
  - 二 宿泊拠点地区の区域
  - 三 外客来訪促進地域における観光経路
  - 四 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針
  - 五 我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する施設であつて宿泊拠点地区においてその整備を図ることが適当と認められる施設として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「特定施設」という。）の整備を図る場合にあつては、特定施設の種類、位置、規模その他必要な事項
  - 六 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針
  - 七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあつては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項
  - 八 その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項
- 2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。
  - 3 観光庁長官は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。
    - 一 その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域（以下この項において「計画地域」という。）への外国人観光旅客の来訪が、我が国に対する理解の増進に資するものであること。
    - 二 その外客来訪促進計画に係る宿泊拠点地区が、国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第七条第一項の登録ホテル、同法第十八条第二項の登録旅館その他の外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設を相当数有し、外国人観光旅客の宿泊の拠点として適当なものであること。
    - 三 計画地域における観光経路が、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。
    - 四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。
    - 五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。
      - イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。
      - ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

- 六 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画地域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。
- 4 都道府県は、第二項の規定により観光庁長官の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。
- 5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

### 第三章 旅行に要する費用の低廉化

#### (共通乗車船券)

第五条 運送事業者は、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

- 2 前項の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は航空法第一百五十一条後段の規定による届出をしたものとみなす。

#### (旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第六条 独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券及び外国人観光旅客が低廉な料金で利用することができる宿泊施設、食事施設その他の観光に関する施設（次号において「観光関係施設」という。）に関する情報の提供
- 二 外国人観光旅客が運送機関又は観光関係施設を利用する際に提示することにより当該利用に係る運賃又は料金の割引を受けられる証票に関する情報の提供、助言その他の措置

### 第四章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

#### 第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置

##### (外国語等による情報の提供の促進)

第七条 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

##### (情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)

第八条 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であって、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、告示によって行う。
- 3 観光庁長官は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。



(情報提供促進措置の実施)

第九条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画（次項において「情報提供促進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。

2 情報提供促進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 情報提供促進措置の対象となる旅客施設又は車両等
- 二 情報提供促進措置の内容
- 三 情報提供促進措置の実施予定期間

3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを観光庁長官に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第十条 観光庁長官は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。

2 観光庁長官は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 地域限定通訳案内士

(地域限定通訳案内士の業務等)

第十一条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

(地域限定通訳案内士となる資格)

第十二条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(地域限定通訳案内士試験)

第十四条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項（同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により観光庁長官が同意した場合に限り、次条から第二十一条まで及び第二十四条第一項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

(試験の方法及び内容)

第十五条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 外国語
- 二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

(試験事務の代行)

第十六条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第二百二十七条の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴収する場合には、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(役員の選任及び解任)

第十七条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第十八条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督命令)

第十九条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第二十条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験の細目)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第二十二条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

(名称表示の場合の義務)

第二十三条 地域限定通訳案内士は、その業務に関して地域限定通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た都道府県の名称を明示してするものとし、当該都道府県以外の地域の名称を表示してはならない。

(通訳案内士法の準用)

第二十四条 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「外客旅行容易化法」という。）第十六条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同条第四項中「この法律（この法律）」とあるのは「外客旅行容易化法（外客旅行容易化法）」と読み替えるものとする。

2 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第二項において準用する第十八条」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客旅行容易化法第十三条各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客旅行容易化法又は外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

4 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

### 第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置

第二十五条 機構は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、地方公共団体その他の者に対し、観光案内に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第五章 雑則

(国の援助等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画の達成に資するため、外客来訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

第二十七条 機構は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十八条 国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内に

おける交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第二十九条 この法律に規定する国土交通大臣及び観光庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第六章 罰則

第三十二条 第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により地域限定通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条の規定に違反した者
- 二 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十四条第四項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成 11 年 5 月 21 日法律第 49 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成 11 年 6 月 11 日法律第 71 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 11 日法律第 72 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第百条から第百二条まで及び第百四条から第百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百八条から第百十一条の二まで、第百十二条及び第百十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第百十四条から第百二十五条まで、第百二十九条、第百三十六条、第百五十条及び第百五十五条から第百五十七条の二までの改正規定、同条を第百五十七条の三とし、第百五十七条の次に一条を加える改正規定、第百六十条の改正規定並びに附則第八条から第十二条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条（登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一条から第二十三条までの規定 平成十二年二月一日

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 26 日法律第 86 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 18 日法律第 181 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 18 日法律第 96 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

（外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（以下この条において「旧外客来訪促進法」という。）第九条の免許を受けている者に係る当該免許は、第十一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

- 2 第十一条の規定の施行前にされた旧外客来訪促進法第九条の免許の申請であって、第十一条の規定の施行の際、免許又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成 17 年 6 月 10 日法律第 54 号） 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法並びに第三条の規定による改正後の外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第五章第一節及び第二節の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 18 年 5 月 19 日法律第 40 号） 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号） 抄  
(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成 13 年法律第 49 号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則（平成 20 年 5 月 2 日法律第 26 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 23 日法律第 39 号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（調整規定）

第七条 この法律の施行の日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「新外客旅行容易化法」という。）第四条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

- 2 前項に規定する場合において、国土交通省設置法等の一部を改正する法律附則第二十二条（見出しを含む。）中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」とあるのは「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」と、同条のうち、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第三項並びに第二十二条の改正規定中「第十九条、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第三項並びに第二十二条」とあるのは「第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第三項並びに第十条」と、同法第二十六条第二項の改正規定中「第二十六条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同法第三十六条第一項及び第四項の改正規定中「第三十六条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同法第四十条の改正規定中「第四十条」とあるのは「第二十八条」と、同法第四十一条の改正規定中「第四十一条」とあるのは「第二十九条」とする。

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行前に、附則第六条の規定による改正前の外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「旧外客来訪促進法」という。）第八条第四項の認定（旧外客来訪促進法第九条第一項の変更の認定を含む。）を受けた旧外客来訪促進法第八条第一項に規定する地域観光振興事業計画については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前に、旧外客来訪促進法の規定によりした処分、手続その他の行為で、新外客旅行容易化法に相当規定があるものは、新外客旅行容易化法の当該相当規定に基づいてした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 資料3 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成9年運輸省告示第536号）

#### 一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

##### （一）外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進の意義

国際観光を通じた人的交流は、実際の人間像と生活をより良く理解できる機会をもたらすものであり、国と国、人と人との相互理解の増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。

一方、海外から見た我が国は、工業製品を通しての経済大国、技術大国のイメージでとらえられており、また、「ものづくりの国」といった評価が優先されるなど、日本の一面のみが強調される傾向にある。また、日本に対する理解不足による観光面の魅力の乏しい特異な国といった誤解も生じている。さらに、日本人についても外国語に習熟した者が少なくコミュニケーションが十分でないため、日本人の考え方、生活習慣等を外国人に理解してもらえず、無用な誤解を招いていることも見受けられる。我が国が国際社会において活動していくうえでも、このような理解不足を解消していく必要があり、国際観光交流の促進はそのため大きく貢献するものである。

また、そもそも観光産業は、旅行業、交通産業、宿泊業等幅広い分野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待されている。

このように、観光は従来にも増して極めて重要な役割を担っていくことが見込まれるなか、平成19年1月に観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）が施行され、同法に基づき観光立国推進基本計画が同年6月に閣議決定された。今後、同計画に基づいて観光立国の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められているところである。

現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみて極めて低水準にある。今後は、外国人観光旅客の旅行の容易化等により我が国の多様な魅力を紹介し、日本人の生活、文化、行動などその素顔に直接接してもらうことは外国人観光旅客の我が国に対する真の理解を深める観点から大きな意義を有するとともに地域経済の活性化にも大きく役立つものである。

我が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の来訪をさらに促進していくためには、これらの観光資源を有効に活用し、海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出していかなければならない。このことは、低迷している国内旅行の活性化にも資することである。

##### （二）外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に係る施策の具体的方向

本法に基づき外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進等による国際観光の振興に係る施策を推進していくに当たっては、次の三つの点を中心に、総合的、効率的な実施に努めるものとする。

- 1 都道府県は、地域の特色を生かした観光ルートの形成により外国人観光旅客の来訪を促進する地域について、外客来訪促進計画を定める。外客来訪促進計画を達成するため、国及び地方公共団体は、観光関係機関や観光関係者に対する必要な支援に努めるとともに、独立行政法人国際観光振興機構（以下「国際観光振興機構」という。）は海外宣伝等の措置を講ずるよう努めることとする。
- 2 我が国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をより低廉なものとするのが、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく貢献する。外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券及び三ー（二）に記述する「ウェルカムカード」の発行の促進、低廉な宿泊施設等についての情報提供等を行う。
- 3 日本を訪れた外国人観光旅客に対するそれぞれの地域における接遇の向上を図ることも重



要である。したがって、通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成及び確保、四一（二）に記述する「外客向け観光案内所」の職員に対する研修の充実等による当該案内所のサービスの充実強化、外国語等による案内表示を通じた情報提供の促進等により、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図る。

## 二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

### （一）外客来訪促進地域の整備に関する事項

従来、外国人観光旅客の誘致については、国際観光振興機構が中心となって各都道府県と連携して進めてきたところであるが、今後は、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を、地域の特性を生かした共通のテーマのもとに有機的に結びつけ、より広域的な観光ルートを設定するとともに観光魅力の増進を図りつつ、これを積極的に紹介していくことが、外国人観光旅客の来訪を促進しその旅行の容易化等を図る上で一層効果的である。

観光資源については、日本人と外国人観光旅客の間においては、価値観に差異があるためその評価も異なり、さらに外国人観光旅客の間においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、重点的に誘致しようとする外国人観光旅客をある程度想定した上で、そのニーズ等を念頭に置きつつ、当該地域の観光資源のネットワーク化を図っていくことが効果的である。

外客来訪促進計画は、これらを踏まえ以下の事項について策定される必要がある。

#### 1 外客来訪促進地域の区域に関する事項

外客来訪促進地域は、次に掲げる諸点に留意して設定される必要がある。

- ① 外国人観光旅客にアピールする文化、歴史、自然等の魅力度の高い観光資源を有する一又は二以上の都道府県内の市町村の単位で構成されるものであること。
- ② 外国人観光旅客の日本における平均滞在日数が十日前後であることを考慮して、三泊から五泊をかけて周遊する広域的かつ一体的な観光ルートの形成が行われる地域であること。
- ③ 外国人観光旅客の誘致に積極的な市町村により構成されていること。

#### 2 宿泊拠点地区の区域に関する事項

外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、宿泊拠点地区は、当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、寝食等を通じて日本文化、地域文化等を体験できる場所でもある。よって、宿泊拠点地区においては、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているホテル・旅館（以下「登録ホテル・旅館」という。）その他外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在していることが必要であり、かつ、これら宿泊施設が一定の交流機能を持っていることが望ましい。また、宿泊拠点地区において、外国人観光旅客の接遇の向上を図るよう、宿泊関係事業者は、施設、設備、サービス等の向上に努める必要がある。

これらの点を踏まえ、宿泊拠点地区は以下に掲げる諸点に留意して設定されるものである必要がある。

- ① 宿泊拠点地区は、外客来訪促進地域内で、登録ホテル・旅館又は三一（三）に記述する「ウェルカム・イン」が相当数存在し、宿泊滞在を通じ当該地域との交流が行われる地区であって、市町村単位で構成されるものであること。
- ② 外国人観光旅客が宿泊し、滞在するための受入施設等の環境が整備されていること。
- ③ 緊急の場合に、外国人観光旅客にも対応できる医療体制が整備されていること。

#### 3 外客来訪促進地域における観光ルートの設定に関する事項

観光ルートの設定にあたっては、次に掲げる点に留意されている必要がある。

- ① 当該ルートを来訪する外国人観光旅客にとって、我が国固有の文化、歴史等の理解の増進に資する観光資源を、共通のテーマのもとに有機的に結びつける観光ルートであること。
- ② 観光ルートを円滑に周遊するための交通手段が確保され、宿泊拠点地区が適正に配置されており、必要な外国語による情報が提供される等外国人観光旅客の旅行に適する観光ルート

であること。

- ③ 当該地域における季節性、イベント等にも配慮した観光ルートであること。

#### 4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針

外国人観光旅客の旅行の容易化等を図るうえで情報案内施設の整備を推進していく必要がある。したがって、外国語の対応が可能な職員を配置した観光案内所等の案内施設、特に国際観光振興機構と連携している四一（二）に記述する外客向け観光案内所をより一層整備していく必要がある。こうした案内施設の整備の方針については、可能な限り明確に明示しておく必要がある。

#### 5 特定施設の整備に関する事項

観光の魅力の増進に寄与する施設として、宿泊拠点地区の登録ホテル・旅館に設置される特定施設は、次に掲げる諸点に留意して設置及び運営されるものであること。

- ① 外国人観光旅客が滞在しつつ日本文化又は地域文化を体験し、地域住民との間の交流を図る等観光の魅力の増進に資するよう設置され、運用されること。
- ② 宿泊拠点地区のまちづくりの核として、当該宿泊拠点地区とともに外客来訪促進地域全体の魅力増進に資するよう設置され、運用されること。
- ③ 一般に公開されるものであること。
- ④ 外国人観光旅客の利用に際して、外国語による説明または説明書による対応が可能であること。

#### 6 地域限定通訳案内士試験の実施等に関する事項

地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項の策定に当たっては、次に掲げる基準に基づくものとする。

- ① 都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。
- ② 当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成 18 年国土交通省告示第 737 号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。
- ③ 外国語の筆記試験については、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 3 条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とし、観光庁長官（国際観光振興機構が試験事務を行う場合にあっては、国際観光振興機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。
- ④ 当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する筆記試験に関する資料等が指定されていること。
- ⑤ 当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

#### 7 その他外客来訪促進地域への来訪の促進に関する事項

外客来訪促進地域への来訪を促進するため、次に掲げる諸点に留意して推進するものであること。

- ① テーマを具体的にアピールしていくために、これに即したロゴマーク等の形成により、キャンペーン、プロモーションが行われる必要がある。
- ② 外国人観光旅客が観光ルートを円滑に周遊するため、外国語で表示されたパンフレット、

インターネットその他の外国人観光旅客の利便性を考慮した媒体による情報提供を行う施設等の整備のほか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即した外国語で表示した、四一（三）に記述する案内標識、案内表示のほか、案内板の整備がなされる必要がある。

- ③ テーマに関連した外国人観光旅客と地域住民との交流の場となるような施設を整備することが望ましい。
- ④ 外国人観光旅客がより低廉な旅行を志向していることに鑑み、関係地方公共団体、観光関係事業者等が連携して三一（二）に記述する「ウェルカムカード」の発行等を図ることが望ましい。
- ⑤ 国際観光振興機構が普及に努めている善意通訳等の活用により、外国人観光旅客の地域に対する理解の増進と地域住民との円滑なコミュニケーションを図る必要がある、善意通訳等の更なる活性化のための方策、体制づくりが必要である。
- ⑥ 計画の策定に当たっては、自然環境の保全や文化遺産の保護等に十分配慮する必要がある。
- ⑦ 関係地方公共団体、宿泊事業者、旅行業者、交通関連事業者等観光関係事業者からなる協議会等を設置し、関係者一体となって、外客来訪促進計画の実施を推進する必要がある。
- ⑧ 外国人観光旅客の来訪者数等の実態を把握するとともに、来訪者数の目標を設定することが望ましい。

#### （二）海外における宣伝に関する事項

国際観光振興機構は、外客来訪促進地域関係地方公共団体とともに、地域の魅力を前面に押し出した外客誘致キャンペーンを展開し、当該地域を重点的に宣伝するなど我が国の観光魅力を積極的にアピールしていくこととする。

また、国際観光振興機構は、我が国の魅力自体を徹底的に再評価し、対日イメージ等について有識者の意見をも聞きながら、新時代に対応した新しい日本の観光イメージを策定する。

### 三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項

外国人観光旅客の国内での滞在費用を低廉化し、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、以下の施策を推進するものとする。

#### （一）外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券の発行の促進

移動費用の低廉化を通じて多様な地域への移動の促進、地域内の移動を促進するため、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券の発行を促進する。この共通乗車船券としては運送事業者が共同で発行し、一定のエリア内あるいは一定のルート上の複数の交通機関が自由に利用できるものが想定される。この共通乗車船券を利用することにより、利用の都度、乗車券、乗船券を購入する手間を省くという利便の向上を図る効果も期待できる。

#### （二）ウェルカムカードの普及の促進

「ウェルカムカード」とは、一定のエリアの中で外国人観光旅客が博物館、美術館、宿泊施設、飲食店等の観光施設を利用する際、当該カードを提示することにより、割引の優遇措置を受けられるものである。本カードは、外国人観光旅客に対して地域内の滞在あるいは観光に要する費用の割安感をもたらす効果が期待できるため、各地域において普及の促進に努める必要がある。

また、国際観光振興機構は、ウェルカムカードの普及のために必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

#### （三）旅行費用の低廉化に関する情報の提供

国際観光振興機構は、外国人が低廉で快適に宿泊できる施設として情報提供を行っている「ウェルカム・イン」について、今後もインターネット等のパソコンネットワークを活用するなど、低廉な宿泊施設に関する情報提供の充実にも努めるほか、滞在費用の低廉化に資するその他の事項についても情報提供の充実にも努める。

また、国際観光振興機構は、ウェルカムカード、共通乗車船券その他低廉な旅行に係る情報の提供を充実するための措置を講ずる。

#### 四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

##### (一) 地域限定通訳案内士の育成及び確保

外国人観光旅客に対する適切な接遇を図るためには、通訳案内士による通訳案内の機会を充分確保することが必要である。しかしながら、地域によってはその固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に対応することができる通訳案内士が不足しており、当該地域での外国人観光旅客に対する適切な接遇が図られていない状況にある。

このような状況に対処するため、当該地域を管轄する都道府県知事は、地域限定通訳案内士試験の実施、地域限定通訳案内士に対する研修等を通じて地域限定通訳案内士の育成及び確保を図り、外国人観光旅客に対する接遇の向上に努めることとする。

##### (二) 外客向け観光案内所の機能の充実

現在の外客向け観光案内所については、国際観光振興機構が、関係地方公共団体、観光関係団体とともに「ビジット・ジャパン案内所」の整備を推進しているところであるが、広範囲に移動する外国人観光旅客のニーズに応えられないこと、来訪者の増加が著しいアジアの言語への対応能力が不足していること等の問題点がある。

したがって、国際観光振興機構は、アジア言語を中心として、外客向け観光案内所の職員に対する実務研修の充実、外国人観光案内マニュアルの作成・配布等を通じて、外客向け観光案内所の機能の向上を図るため積極的に支援していく必要がある。

また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国際観光振興機構は各都道府県等と協力して、国際観光振興機構の総合観光案内所と各外客向け観光案内所における観光情報の共有化を図るとともに、各外客向け観光案内所相互間のネットワーク化を促進することが必要である。

##### (三) 外国語等による情報提供の促進のための措置

外国人観光旅客が多数集散する交通ターミナル等の公共施設、観光地等において、観光活性化標識ガイドライン等に基づき、外国人にもわかりやすい案内標識や外国語表示による観光案内板の整備を関係者の連携により総合的に推進する必要がある。その際には、国際観光振興機構は、内外の関係者と連携して、案内表示の統一化及び基準化が推進されるようノウハウの提供に努める必要がある。

また、公共交通事業者等は、旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供を促進するための措置を講ずることが必要である。

その際には、外国人観光旅客の視点に立って、外国語及びピクトグラムによる情報の適切かつ明確な表示、情報提供を行う媒体の適切な組み合わせ、情報内容やデザインの一貫性の確保に努めるとともに、交通機関を乗り継ぐ際に利用される旅客施設内においては、関係者が連携して情報提供の内容及び手法の継続的な改善を実施していくことも重要である。

#### 五 その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興については、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内士試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内士並びに旅行業者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

#### 資料4 本評価に係る実地調査担当部局、調査対象機関等

##### 【実地調査担当部局】

総務省

行政評価局 評価監視官（国土交通担当）

管区行政評価局：全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：2事務所（京都、兵庫）

##### 【実地調査期間】

平成19年12月から20年3月まで

##### 【調査対象機関等】

調査対象機関：総務省、法務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関連調査等対象機関：都道府県、市町村、関係団体等

#### 資料5 「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」に係る研究会

##### 1 研究会メンバー（敬称略・五十音順）

平成20年9月現在

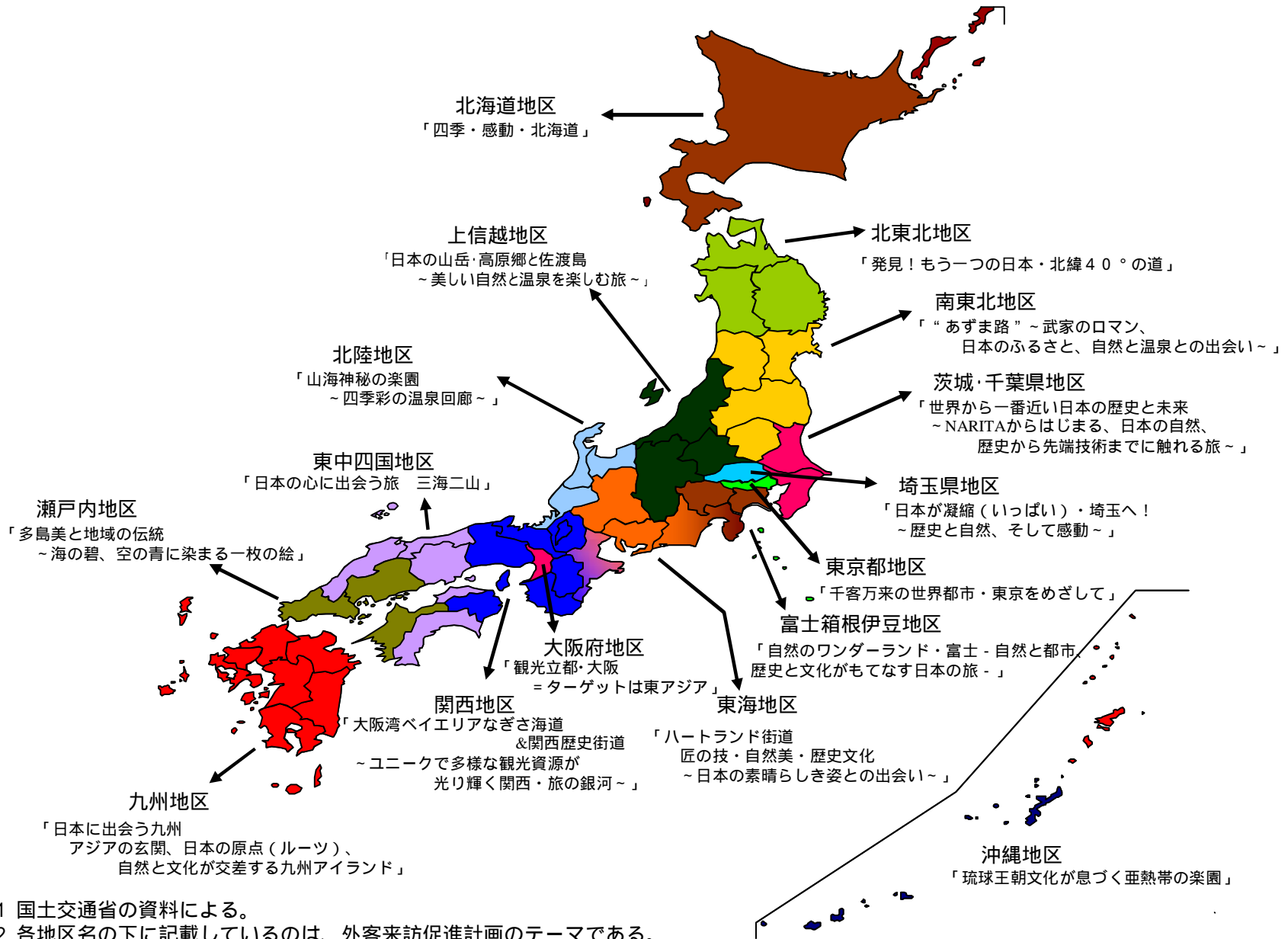
氏名	職名	備考
石井 昭夫	帝京大学経済学部観光経営学科教授	
梅川 智也	財団法人日本交通公社研究調査部長	
小沢 健市	立教大学観光学部観光学科教授	
額賀 信	株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長	
羽田 耕治	横浜商科大学商学部貿易・観光学科教授	
廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科教授	
山口 幸三	一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター准教授	オブザーバー

##### 2 研究会開催経緯

区分	開催日	主な検討項目
第1回研究会	平成19年7月11日	政策評価計画の検討
第2回研究会	平成19年9月26日	意識調査の検討
第3回研究会	平成19年11月7日	政策評価計画の検討
第4回研究会	平成20年9月22日	意識調査結果の検討及び政策評価の方向性の検討
第5回研究会	平成20年12月17日	政策評価書の取りまとめ案の検討

資料 6

「外客来訪促進計画」の策定状況



資料7 外客来訪促進地域構成市町村一覧

(平成20年4月1日現在)  
※太字は宿泊拠点地区

地区名 (同意年月日)	都道府県名	市、東京特別区	町	村											
北海道地区 (35市130町15村) (H20.3.28)	北海道 (35市130町15村)	全市町村(うち宿泊拠点地区は以下のとおり)													
		札幌市 富良野市 伊達市	千歳市 稚内市 帯広市	函館市 網走市 釧路市	小樽市 苫小牧市 根室市	旭川市 登別市	七飯町 杜警町	ニセコ町 弟子屈町	上川町 音更町	利尻富士町 斜里町	洞爺湖町	留寿都村 占冠村			
北東北地区 (35市19町6村) (H19.5.16)	青森県 (10市7町3村)	青森市 十和田市	弘前市 三沢市	八戸市 むつ市	黒石市 つがる市	五所川原市 平川市	外が浜町 大間町	鯨ヶ沢町	深浦町	大鰐町	中泊町	六戸町	西目屋村 風間浦村 佐井村		
	岩手県 (12市6町2村)	盛岡市 久慈市 八幡平市	宮古市 遠野市 奥州市	大船渡市 一関市	花巻市 陸前高田市	北上市 釜石市	雫石町	葛巻町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	岩泉町	滝沢村 田野畑村		
	秋田県 (13市6町1村)	秋田市 湯沢市 北秋田市	能代市 鹿角市 にかほ市	横手市 由利本荘市 仙北市	大館市 湯上市	男鹿市 大仙市	小坂町	藤里町	三種町	八峰町	美郷町	羽後町	大湯村		
南東北地区 (36市31町12村) (H20.3.28)	宮城県 (6市4町)	仙台市 大崎市	塩竈市	白石市	多賀城市	東松島市	蔵王町	松島町	七ヶ浜町	利府町					
	山形県 (13市8町2村)	山形市 寒河江市 東根市	米沢市 上山市 尾花沢市	鶴岡市 村山市 南陽市	酒田市 長井市	新庄市 天童市	河北町 飯豊町	西川町 遊佐町	最上町	高島町	川西町	白鷹町	大蔵村 戸沢村		
	福島県 (12市16町10村)	福島市 須賀川市 南相馬市	会津若松市 喜多方市 伊達市	郡山市 相馬市	いわき市 二本松市	白河市 田村市	南会津町 柳津町 小野町	下郷町 三島町 富岡町	只見町 金山町 双葉町	磐梯町 会津美里町 新地町	猪苗代町 矢吹町	会津坂下町 三春町	大玉村 湯川村 玉川村	天栄村 昭和村 西郷村	檜枝岐村 北塩原村 中島村
	栃木県 (5市3町)	宇都宮市	足利市	佐野市	日光市	那須塩原市	益子町	茂木町	那須町						
上信越地区 (35市14町11村) (H14.5.28)	群馬県 (7市6町6村)	前橋市 富岡市	高崎市 みどり市	桐生市	沼田市	渋川市	下仁田町	中之条町	長野原町	草津町	東吾妻町	みなかみ町	富士見村 片品村	嬬恋村 川場村	六合村 高山村
	新潟県 (16市3町1村)	新潟市 新発田市 妙高市	長岡市 小千谷市 佐渡市	上越市 十日町市 阿賀野市	三条市 村上市 魚沼市	柏崎市 燕市 南魚沼市	湯沢町	出雲崎町	阿賀町				弥彦村		
	長野県 (12市5町4村)	長野市 小諸市 千曲市	松本市 茅野市 安曇野市	上田市 大町市	諏訪市 佐久市	駒ヶ根市 塩尻市	軽井沢町	立科町	波田町	山ノ内町	飯綱町		白馬村 小谷村 高山村	野沢温泉村	
茨城・千葉県地区 (51市12町1村) (H17.10.28)	茨城県 (27市4町1村)	水戸市 龍ヶ崎市 笠間市 潮来市 神栖市 常総市	日立市 下妻市 牛久市 守谷市 行方市 石岡市	土浦市 常陸太田市 つくば市	古河市 高萩市 ひたちなか市 鹿嶋市 稲敷市 つくばみらい市	結城市 北茨城市 鹿嶋市 かすみがうら市 桜川市	大洗町	城里町	大子町	阿見町		東海村			
	千葉県 (24市8町)	千葉市 木更津市 佐倉市 我孫子市 袖ヶ浦市	銚子市 野田市 旭市 鴨川市 富里市	市川市 香取市 柏市 君津市 南房総市	船橋市 茂原市 勝浦市 富津市 いすみ市	館山市 成田市 市原市 浦安市	酒々井町 御宿町	栄町 鋸南町	神崎町	九十九里町	芝山町	大多喜町			
埼玉県地区 (9市6町1村) (H19.3.9)	埼玉県 (9市6町1村)	さいたま市 飯能市	川越市 東松山市	川口市 新座市	行田市 日高市	秩父市	小川町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	寄居町	東秩父村		
東京都地区 (23区26市5町8村) (H20.3.28)	東京都 (23区26市5町8村)	全市町村(うち宿泊拠点地区は以下のとおり)													
		千代田区 台東区 豊島区	中央区 墨田区 江戸川区	港区 江東区 八王子市	新宿区 品川区 立川市	文京区 渋谷区 多摩市	八丈町								

テーマ地区名 (同意年月日)	都道府県名	市、東京特別区	町	村
富士箱根伊豆地区 (21市9町3村) (H19.5.16)	神奈川県	横浜市 鎌倉市 藤沢市 小田原市	箱根町 湯河原町	
	山梨県 (6市1町3村)	甲府市 富士吉田市 山梨市 北杜市 笛吹市	富士河口湖町	忍野村 山中湖村 鳴沢村
	静岡県 (11市6町)	沼津市 熱海市 三島市 伊東市 富士市 富士宮市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 小山市	
東海地区 (30市3町1村) (H19.5.16)	岐阜県 (8市1村)	岐阜市 大垣市 高山市 中津川市 美濃加茂市 飛騨市 郡上市 下呂市		白川村
	静岡県 (6市)	静岡市 浜松市 島田市 磐田市 掛川市 袋井市		
	愛知県 (9市1町)	名古屋市 豊橋市 岡崎市 瀬戸市 半田市 豊田市 蒲郡市 犬山市 常滑市	南知多町	
	三重県 (7市2町)	津市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 鳥羽市 志摩市	菰野町 南伊勢町	
北陸地区 (27市11町) (H10.10.16)	富山県 (8市2町)	富山市 高岡市 魚津市 氷見市 滑川市 砺波市 黒部市 南砺波市	上市町 立山町	
	石川県 (10市5町)	金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 白山市 かほく市 能美市	野々市町 穴水町 志賀町 宝達志水町 能登町	
	福井県 (9市4町)	福井市 敦賀市 越前市 小浜市 大野市 鯖江市 鱈江市 あわら市 坂井市	永平寺町 越前町 若狭町 南越前町	
関西地区 (53市24町1村) (H10.9.9)	三重県 (5市3町)	上野市 名張市 尾鷲市 熊野市 松阪市	紀北町 御浜町 紀宝町	
	滋賀県 (10市2町)	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 栗東市 米原市 甲賀市 高島市	安土町 日野町	
	京都府 (10市3町)	京都市 宇治市 八幡市 京田辺市 亀岡市 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 南丹市	木津町 精華町 大山崎町	
	兵庫県 (15市4町)	神戸市 尼崎市 伊丹市 宝塚市 西宮市 明石市 加古川市 姫路市 赤穂市 洲本市 豊岡市 たつの市 淡路市 南あわじ市 篠山市	上郡町 佐用町 新温泉町 香美町	
	奈良県 (6市5町1村)	奈良市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 生駒市	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 吉野町	明日香村
	和歌山県 (3市7町)	和歌山市 田辺市 新宮市	高野町 白浜町 上富田町 すさみ町 串本町 那智勝浦町 太地町	
	徳島県 (4市)	徳島市 鳴門市 美馬市 三好市		
	大阪府地区 (33市9町1村) (H17.10.28)	大阪府 (33市9町1村)	大阪市	全市町村(うち宿泊拠点地区は以下のとおり)
瀬戸内地区 (22市4町) (H19.4.24)	広島県 (11市1町)	広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 廿日市市 江田島市	神石高原町	
	山口県 (9市1町)	下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 岩国市 長門市 柳井市 美祇市	周防大島町	
	愛媛県 (2市2町)	松山市 今治市	砥部町 内子町	



テーマ地区名 (同意年月日)	都道府県名	市、東京特別区	町	村
東中四国地区 (22市11町) (H10.10.16)	鳥取県 (2市3町)	米子市 境港市	湯梨浜町 三朝町 大山町	
	島根県 (4市2町)	松江市 出雲市 安来市 雲南市	東出雲町 斐川町	
	岡山県 (5市1町)	岡山市 倉敷市 津山市 真庭市 美作市	鏡野町	
	香川県 (7市4町)	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 三豊市	小豆島町 土庄町 琴平町 多度津町	
	高知県 (4市1町)	高知市 南国市 香美市 香南市	いの町	
九州地区 (63市17町3村) (H19.5.16)	福岡県 (9市)	北九州市 福岡市 久留米市 田川市 柳川市 筑紫野市 太宰府市 朝倉市 うきは市		
	佐賀県 (8市2町)	佐賀市 唐津市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 神埼市 嬉野市	吉野ヶ里町 有田町	
	長崎県 (6市)	長崎市 佐世保市 島原市 平戸市 対馬市		
	熊本県 (11市4町3村)	熊本市 宇城市 荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 水俣市 人吉市 天草市 上天草市	南小国町 小国町 高森町 山都町	西原村 南阿蘇村 産山村
	大分県 (11市2町)	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 由布市	日出町 九重町	
	宮崎県 (6市5町)	宮崎市 延岡市 日南市 串間市 西都市	北郷町 南郷町 綾町 美郷町 高千穂町	
	鹿児島県 (12市4町)	鹿児島市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 日置市 霧島市 いちき串木野市 志布志市 奄美市 南九州市(旧知覧町の区域)	中種子町 南種子町 屋久島町 天城町	
	沖縄地区 (11市11町19村) (H19.5.16)	沖縄県 (11市11町19村)	全市町村(うち宿泊拠点地区は以下のとおり)	
合計	外客来訪促進地域 : 930市区町村(509市、23区、316町、82村) 宿泊拠点地区 : 257市区町村(198市、12区、39町、8村)			

(注)1 国土交通省の資料による。

2 同意年月日とは、観光庁長官が外客来訪促進計画に同意した年月日である。

## 資料8 外国人旅行者数及び出国日本人数の推移(昭和36年～)

(単位:人、%)

年	実数			対前年増減数		対前年増減率		指数:外国人旅行者数 =100		備考
	外国人旅行者数 (注2)	出国 日本人数 (注3)	差:出国日本 人数-外国人 旅行者数	外国人 旅行者数	出国 日本人数	外国人 旅行者数	出国 日本人数	外国人 旅行者数	出国 日本人数	
昭和36年(1961)	248,650	-	-	-	-	-	-	-	-	
37年(1962)	278,200	-	-	29,550	-	11.9	-	-	-	
38年(1963)	305,489	-	-	27,289	-	9.8	-	-	-	
39年(1964)	352,832	127,749	-225,083	47,343	-	15.5	-	100.0	36.2	4月:日本人の海外旅行自由化 10月:東海道新幹線開通・東京オリンピック
40年(1965)	366,649	158,827	-207,822	13,817	31,078	3.9	24.3	100.0	43.3	1月:ジャルパック販売開始
41年(1966)	432,937	212,409	-220,528	66,288	53,582	18.1	33.7	100.0	49.1	
42年(1967)	476,771	267,538	-209,233	43,834	55,129	10.1	26.0	100.0	56.1	
43年(1968)	519,004	343,542	-175,462	42,233	76,004	8.9	28.4	100.0	66.2	
44年(1969)	608,744	492,880	-115,864	89,740	149,338	17.3	43.5	100.0	81.0	8月:米アポロ11号打上
45年(1970)	854,419	663,467	-190,952	245,675	170,587	40.4	34.6	100.0	77.7	4月:ジャンボ機就航、10月:大阪万博
46年(1971)	660,715	961,135	300,420	-193,704	297,668	-22.7	44.9	100.0	145.5	12月:スミンニオン体制移行 ※出国日本人数が外国人旅行者数を上回る
47年(1972)	723,744	1,392,045	668,301	63,029	430,910	9.5	44.8	100.0	192.3	5月:沖縄施政権返還
48年(1973)	784,691	2,288,966	1,504,275	60,947	896,921	8.4	64.4	100.0	291.7	2月:変動相場制移行、10月:第一次オイルショック
49年(1974)	764,246	2,335,530	1,571,284	-20,445	46,564	-2.6	2.0	100.0	305.6	
50年(1975)	811,672	2,466,326	1,654,654	47,426	130,796	6.2	5.6	100.0	303.9	
51年(1976)	914,772	2,852,584	1,937,812	103,100	386,258	12.7	15.7	100.0	311.8	
52年(1977)	1,028,140	3,151,431	2,123,291	113,368	298,847	12.4	10.5	100.0	306.5	
53年(1978)	1,038,875	3,525,110	2,486,235	10,735	373,679	1.0	11.9	100.0	339.3	5月:成田開港、8月:日中友好平和条約
54年(1979)	1,112,606	4,038,298	2,925,692	73,731	513,188	7.1	14.6	100.0	363.0	10月:第二次オイルショック、1月:台湾海外渡航自由化
55年(1980)	1,316,632	3,909,333	2,592,701	204,026	-128,965	18.3	-3.2	100.0	296.9	
56年(1981)	1,583,043	4,006,388	2,423,345	266,411	97,055	20.2	2.5	100.0	253.1	
57年(1982)	1,793,164	4,086,138	2,292,974	210,121	79,750	13.3	2.0	100.0	227.9	
58年(1983)	1,968,461	4,232,246	2,263,785	175,297	146,108	9.8	3.6	100.0	215.0	
59年(1984)	2,110,346	4,658,833	2,548,487	141,885	426,587	7.2	10.1	100.0	220.8	
60年(1985)	2,327,047	4,948,366	2,621,319	216,701	289,533	10.3	6.2	100.0	212.6	5月:ブラザ合意
61年(1986)	2,061,526	5,516,193	3,454,667	-265,521	567,827	-11.4	11.5	100.0	267.6	※1986年12月～1991年2月(4年3月間):バブル景気
62年(1987)	2,154,864	6,829,338	4,674,474	93,338	1,313,145	4.5	23.8	100.0	316.9	昭和62年9月「海外旅行倍増計画」の推進(87～91年)
63年(1988)	2,355,412	8,426,867	6,071,455	200,548	1,597,529	9.3	23.4	100.0	357.8	9月:ソウルオリンピック
平成元年(1989)	2,835,064	9,662,752	6,827,688	479,652	1,235,885	20.4	14.7	100.0	340.8	11月:ベルリンの壁崩壊、1月:韓国海外渡航自由化
2年(1990)	3,235,860	10,997,431	7,761,571	400,796	1,334,679	14.1	13.8	100.0	339.9	
3年(1991)	3,532,651	10,633,777	7,101,126	296,791	-363,654	9.2	-3.3	100.0	301.0	1月:湾岸戦争、バブル崩壊
4年(1992)	3,581,540	11,790,699	8,209,159	48,889	1,156,922	1.4	10.9	100.0	329.2	
5年(1993)	3,410,447	11,933,620	8,523,173	-171,093	142,921	-4.8	1.2	100.0	349.9	
6年(1994)	3,468,055	13,578,934	10,110,879	57,608	1,645,314	1.7	13.8	100.0	391.5	9月:関空開港
7年(1995)	3,345,274	15,298,125	11,952,851	-122,781	1,719,191	-3.5	12.7	100.0	457.3	1月:阪神淡路大震災、3月:地下鉄サリン事件
8年(1996)	3,837,113	16,694,769	12,857,656	491,839	1,396,644	14.7	9.1	100.0	435.1	
9年(1997)	4,218,208	16,802,750	12,584,542	381,095	107,981	9.9	0.6	100.0	398.3	11月:アジア通貨危機
10年(1998)	4,106,057	15,806,218	11,700,161	-112,151	-996,532	-2.7	-5.9	100.0	384.9	
11年(1999)	4,437,863	16,357,572	11,919,709	331,806	551,354	8.1	3.5	100.0	368.6	
12年(2000)	4,757,146	17,818,590	13,061,444	319,283	1,461,018	7.2	8.9	100.0	374.6	9月:中国団体観光旅行解禁
13年(2001)	4,771,555	16,215,657	11,444,102	14,409	-1,602,933	0.3	-9.0	100.0	339.8	9月:米9.11.テロ
14年(2002)	5,238,963	16,522,804	11,283,841	467,408	307,147	9.8	1.9	100.0	315.4	2月:日本航空システム設立
15年(2003)	5,211,725	13,296,330	8,084,605	-27,238	-3,226,474	-0.5	-19.5	100.0	255.1	3月:SARSまん延・イラク戦争 ※2003年度からビジット・ジャパン・キャンペーン開始
16年(2004)	6,137,905	16,831,112	10,693,207	926,180	3,534,782	17.8	26.6	100.0	274.2	4月:山口で鳥インフルエンザ
17年(2005)	6,727,926	17,403,565	10,675,639	590,021	572,453	9.6	3.4	100.0	258.7	3～9月:愛知万博開催
18年(2006)	7,334,077	17,534,565	10,200,488	606,151	131,000	9.0	0.8	100.0	239.1	
19年(2007)	8,346,969	17,294,935	8,947,966	1,012,892	-239,630	13.8	-1.4	100.0	207.2	

(注) 1 「日本の国際観光統計」(国際観光振興機構)による。

2 法務省の資料に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計した。

3 法務省の資料による。

資料9 月別外国人旅行者数の推移(平成19及び20年)

(単位：人、%)

国・地域	1月			2月			3月			4月			5月			6月		
	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率
総数	617,885	711,800	15.2	631,278	696,600	10.3	684,654	731,900	6.9	714,014	780,200	9.3	664,489	736,300	10.8	631,874	681,900	7.9
韓国	240,350	271,700	13.0	202,365	234,900	16.1	188,721	187,500	-0.6	190,558	203,800	6.9	211,355	229,000	8.3	190,330	195,700	2.8
台湾	87,853	106,600	21.3	126,734	114,100	-10.0	108,855	96,000	-11.8	124,574	140,700	12.9	112,637	134,900	19.8	115,364	130,300	12.9
中国	63,093	84,200	33.5	75,246	85,100	13.1	84,323	90,900	7.8	79,778	103,200	29.4	70,212	74,700	6.4	61,800	61,500	-0.5
香港	23,230	34,800	49.8	41,251	55,800	35.3	30,866	49,100	59.1	38,039	36,500	-4.0	27,499	39,100	42.2	34,394	52,000	51.2
タイ	7,248	8,000	10.4	8,175	10,700	30.9	20,531	26,800	30.5	27,133	35,500	30.8	13,296	20,300	52.7	8,772	9,900	12.9
シンガポール	5,071	6,600	30.2	8,807	11,700	32.8	10,519	14,200	35.0	11,546	13,500	16.9	12,235	15,700	28.3	13,843	16,600	19.9
米国	54,148	54,100	-0.1	48,052	50,000	4.1	75,991	82,200	8.2	74,772	69,200	-7.5	72,359	69,100	-4.5	77,898	76,700	-1.5
カナダ	13,834	14,000	1.2	12,196	14,000	14.8	15,964	19,000	19.0	14,683	14,600	-0.6	12,213	13,000	6.4	10,151	11,900	17.2
英国	17,120	15,200	-11.2	15,941	16,300	2.3	21,935	22,900	4.4	20,866	18,900	-9.4	16,425	16,000	-2.6	14,158	14,200	0.3
フランス	8,527	9,400	10.2	8,762	9,200	5.0	11,566	12,300	6.3	15,199	17,400	14.5	11,831	12,900	9.0	9,304	10,300	10.7
ドイツ	7,710	8,300	7.7	8,574	9,400	9.6	12,787	13,300	4.0	10,749	11,500	7.0	10,030	10,700	6.7	7,957	9,100	14.4
オーストラリア	23,075	29,500	27.8	15,640	20,500	31.1	16,824	22,400	33.1	17,683	19,100	8.0	14,748	16,400	11.2	17,483	18,000	3.0
その他	66,626	69,400	4.2	59,535	64,900	9.0	85,772	95,300	11.1	88,434	96,300	8.9	79,649	84,500	6.1	70,420	75,700	7.5

国・地域	7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率
総数	807,737	825,400	2.2	757,473	742,100	-2.0	689,183	641,500	-6.9	785,207	739,100	-5.9	686,747	553,900	-19.3	676,428	513,700	-24.1
韓国	254,234	238,100	-6.3	271,377	248,100	-8.6	201,286	159,500	-20.8	222,737	188,800	-15.2	218,488	117,600	-46.2	208,893	108,100	-48.3
台湾	140,911	155,300	10.2	118,560	119,100	0.5	118,048	102,300	-13.3	130,576	126,300	-3.3	108,125	93,600	-13.4	93,018	71,000	-23.7
中国	101,370	101,300	-0.1	99,355	93,100	-6.3	93,068	94,000	1.0	91,186	86,600	-5.0	69,597	73,300	5.3	53,411	53,700	0.5
香港	52,690	66,100	25.5	40,761	54,100	32.7	28,630	39,300	37.3	32,015	45,600	42.4	34,103	35,800	5.0	48,564	42,500	-12.5
タイ	11,681	12,100	3.6	9,589	8,400	-12.4	13,415	13,400	-0.1	20,552	22,600	10.0	13,281	12,200	-8.1	13,808	12,000	-13.1
シンガポール	9,963	10,400	4.4	6,976	7,800	11.8	9,251	11,000	18.9	12,529	13,800	10.1	20,391	18,400	-9.8	30,729	28,200	-8.2
米国	76,444	73,000	-4.5	62,875	57,100	-9.2	65,293	57,900	-11.3	79,332	68,000	-14.3	64,115	56,100	-12.5	64,603	54,900	-15.0
カナダ	14,978	15,700	4.8	13,496	13,200	-2.2	12,141	11,500	-5.3	15,509	14,200	-8.4	14,596	12,800	-12.3	16,232	14,500	-10.7
英国	20,672	18,600	-10.0	18,248	16,300	-10.7	18,751	16,500	-12.0	22,614	20,800	-8.0	17,682	15,900	-10.1	17,533	14,800	-15.6
フランス	12,886	14,600	13.3	12,290	13,600	10.7	11,057	11,500	4.0	14,910	15,800	6.0	11,503	11,200	-2.6	9,952	9,300	-6.6
ドイツ	10,230	10,100	-1.3	9,217	9,500	3.1	11,627	11,200	-3.7	15,191	14,800	-2.6	12,555	11,500	-8.4	8,566	6,900	-19.4
オーストラリア	17,851	20,700	16.0	14,232	17,200	20.9	21,882	23,700	8.3	20,192	18,200	-9.9	16,088	14,300	-11.1	26,820	22,100	-17.6
その他	83,827	89,400	6.6	80,497	84,600	5.1	84,734	89,700	5.9	107,864	103,600	-4.0	86,223	81,200	-5.8	84,299	75,700	-10.2

(注) 1 「日本の国際観光統計」(国際観光振興機構)による。

2 平成20年は推計値である。



資料11 VJC重点対象国・地域別、出国者数と出国率等の推移(平成12年～)

(単位:人、%)

国・地域	平成12年(2000)			13年(2001)			14年(2002)			15年(2003)			16年(2004)			17年(2005)			18年(2006)			19年(2007)			
	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	出国者数	人口	出国率	
韓国	5,508,242	47,010,000	<b>11.7</b>	6,084,476	47,300,000	<b>12.9</b>	7,123,407	47,615,000	<b>15.0</b>	7,086,133	47,849,000	<b>14.8</b>	8,825,585	48,082,000	<b>18.4</b>	10,080,143	48,294,000	<b>20.9</b>	11,609,872	48,692,000	<b>23.8</b>	13,324,977	49,092,000	<b>27.1</b>	
台湾	7,328,784	22,277,000	<b>32.9</b>	7,152,877	22,406,000	<b>31.9</b>	7,319,466	22,521,000	<b>32.5</b>	5,923,072	22,605,000	<b>26.2</b>	7,780,652	22,689,000	<b>34.3</b>	8,208,125	22,770,000	<b>36.0</b>	8,671,375	22,975,000	<b>37.7</b>	8,963,712	23,182,000	<b>38.7</b>	
中国	a	10,472,636	1,267,430,000	<b>0.8</b>	12,133,097	1,276,300,000	<b>1.0</b>	16,602,300	1,284,530,000	<b>1.3</b>	20,221,939	1,292,270,000	<b>1.6</b>	28,852,850	1,299,880,000	<b>2.2</b>	31,026,300	1,307,560,000	<b>2.4</b>	34,523,555	1,314,100,000	<b>2.6</b>	40,950,000	1,320,670,000	<b>3.1</b>
	b	4,586,024	1,267,430,000	<b>0.4</b>	5,012,219	1,276,300,000	<b>0.4</b>	6,048,200	1,284,530,000	<b>0.5</b>	6,202,200	1,292,270,000	<b>0.5</b>	8,360,724	1,299,880,000	<b>0.6</b>	9,021,700	1,307,560,000	<b>0.7</b>	10,291,000	1,314,100,000	<b>0.8</b>		1,320,670,000	
香港	c	58,901,071	6,665,000	<b>883.7</b>	61,095,895	6,725,000	<b>908.5</b>	64,540,132	6,786,000	<b>951.1</b>	60,936,082	6,845,000	<b>890.2</b>	68,903,433	6,916,000	<b>996.3</b>	72,299,897	6,971,000	<b>1037.2</b>	75,811,781	7,034,000	<b>1077.8</b>	80,681,674	7,097,000	<b>1136.8</b>
	d	4,611,113	6,665,000	<b>69.2</b>	4,799,329	6,725,000	<b>71.4</b>	4,709,367	6,786,000	<b>69.4</b>	4,427,857	6,845,000	<b>64.7</b>	5,003,960	6,916,000	<b>72.4</b>	5,785,756	6,971,000	<b>83.0</b>						
タイ	1,908,928	61,770,000	<b>3.1</b>	2,010,616	62,650,000	<b>3.2</b>	2,249,639	63,461,000	<b>3.5</b>	2,151,709	64,006,000	<b>3.4</b>	2,708,941	65,082,000	<b>4.2</b>	3,046,549	65,110,000	<b>4.7</b>	3,381,629	65,761,000	<b>5.1</b>	4,017,713	66,419,000	<b>6.0</b>	
シンガポール	e	4,443,542	4,020,000	<b>110.5</b>	4,363,077	4,130,000	<b>105.6</b>	4,398,840	4,171,000	<b>105.5</b>	4,221,464	4,185,000	<b>100.9</b>	5,164,906	4,240,000	<b>121.8</b>	5,159,403	4,351,000	<b>118.6</b>	5,533,357	4,427,000	<b>125.0</b>	6,024,128	4,504,000	<b>133.8</b>
米国	f	61,327,000	281,422,000	<b>21.8</b>	59,442,000	284,800,000	<b>20.9</b>	58,066,000	288,134,000	<b>20.2</b>	56,250,000	290,996,000	<b>19.3</b>	61,809,000	293,816,000	<b>21.0</b>	63,503,000	296,564,000	<b>21.4</b>	63,662,000	299,270,000	<b>21.3</b>		302,233,000	
	g	26,853,349	281,422,000	<b>9.5</b>	25,249,029	284,800,000	<b>8.9</b>	23,397,388	288,134,000	<b>8.1</b>	24,451,807	290,996,000	<b>8.4</b>	27,351,090	293,816,000	<b>9.3</b>	28,787,466	296,564,000	<b>9.7</b>	30,148,372	299,270,000	<b>10.1</b>	31,277,960	302,233,000	<b>10.3</b>
カナダ	h	19,182,000	30,690,000	<b>62.5</b>	18,359,000	31,100,000	<b>59.0</b>	17,705,000	31,322,000	<b>56.5</b>	17,739,000	31,627,000	<b>56.1</b>	19,595,000	31,932,000	<b>61.4</b>	21,099,000	32,232,000	<b>65.5</b>	22,731,180	32,532,000	<b>69.9</b>	25,138,618	32,821,000	<b>76.6</b>
	i	4,515,500	30,690,000	<b>14.7</b>	4,832,116	31,100,000	<b>15.5</b>	4,680,267	31,322,000	<b>14.9</b>	5,073,597	31,627,000	<b>16.0</b>	5,738,996	31,932,000	<b>18.0</b>	6,236,951	32,232,000	<b>19.4</b>	6,738,938	32,532,000	<b>20.7</b>	7,403,835	32,821,000	<b>22.6</b>
英国		56,837,000	58,817,000	<b>96.6</b>	58,281,000	59,100,000	<b>98.6</b>	59,377,000	59,322,000	<b>100.1</b>	61,424,000	59,554,000	<b>103.1</b>	64,194,000	59,834,000	<b>107.3</b>	66,441,000	60,218,000	<b>110.3</b>	69,536,000	60,533,000	<b>114.9</b>	70,029,000	60,836,000	<b>115.1</b>
フランス		19,886,000	58,892,000	<b>33.8</b>	19,265,000	59,200,000	<b>32.5</b>	18,315,000	61,530,000	<b>29.8</b>	18,576,000	61,932,000	<b>30.0</b>	21,131,000	62,324,000	<b>33.9</b>	22,270,000	62,702,000	<b>35.5</b>	22,466,000	63,033,000	<b>35.6</b>		63,363,000	
ドイツ		74,400,000	82,180,000	<b>90.5</b>	76,400,000	82,400,000	<b>92.7</b>	73,300,000	82,537,000	<b>88.8</b>	74,600,000	82,520,000	<b>90.4</b>	72,300,000	82,501,000	<b>87.6</b>	77,400,000	82,464,000	<b>93.9</b>	71,200,000	82,523,000	<b>86.3</b>		52,570,000	
オーストラリア		3,498,200	19,157,000	<b>18.3</b>	3,442,600	19,400,000	<b>17.7</b>	3,460,892	19,672,000	<b>17.6</b>	3,387,873	19,907,000	<b>17.0</b>	4,368,676	20,143,000	<b>21.7</b>	4,755,700	20,395,000	<b>23.3</b>	4,940,600	20,650,000	<b>23.9</b>	5,462,300	20,908,000	<b>26.1</b>
【参考】																									
日本		17,818,590	<b>14.0</b>	16,215,657	127,300,000	<b>12.7</b>	16,522,804	127,396,000	<b>13.0</b>	13,296,330	127,628,000	<b>10.4</b>	16,831,112	127,725,000	<b>13.2</b>	17,403,565	127,737,000	<b>13.6</b>	17,534,565	127,696,000	<b>13.7</b>	17,294,935	127,685,000	<b>13.5</b>	

(注) 1 「日本の国際観光統計」 (国際観光振興機構) による。

2 国・地域欄のaからiは、次のとおり。

- a 香港、マカオ行きを含んだ中国人出国者数(日帰り客が含まれている。)
- b 香港、マカオ行きを除いた中国人出国者数(日帰り客が含まれている。)
- c 中国本土、マカオ行きを含んだ香港人出国者数(日帰り客が含まれている。)
- d 中国本土、マカオ行きを除いた香港人出国者数(日帰り客が含まれている。)
- e 陸路でのマレーシア行きを除いたシンガポール人出国者数(陸路でのマレーシア行きを含んだシンガポール人出国者数は存在しない。)
- f カナダ、メキシコ行きを含んだ米国人出国者数(本数値には、メキシコ行きの日帰り客と、メキシコ以外へ向かった1泊以上した旅行者が含まれている。)
- g カナダ、メキシコ行きを除いた米国人出国者数 (本数値には、航空機を利用した出国者数のみが計上されている。)
- h 米国行きを含んだカナダ人出国者数(本数値には、1泊以上した旅行者のみが計上されている。)
- i 米国行きを除いたカナダ人出国者数(本数値には、1泊以上した旅行者のみが計上されている。)





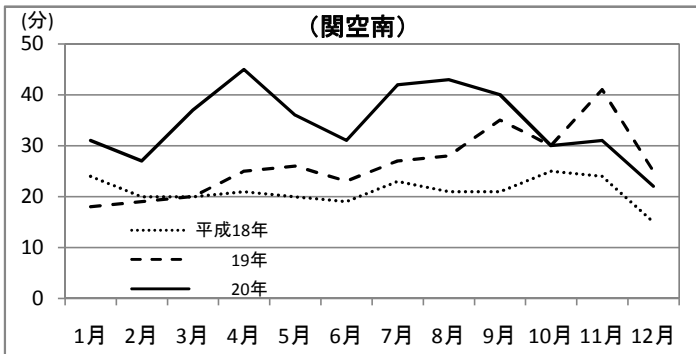
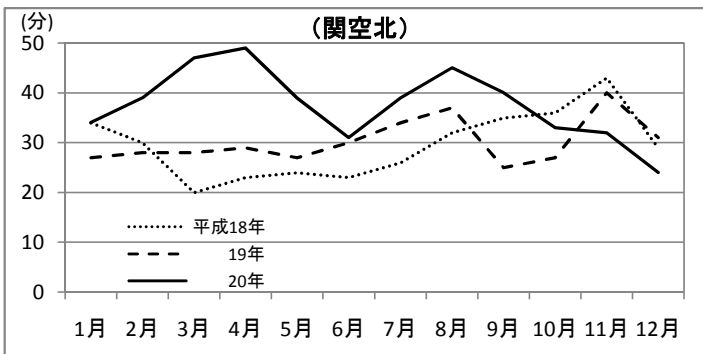
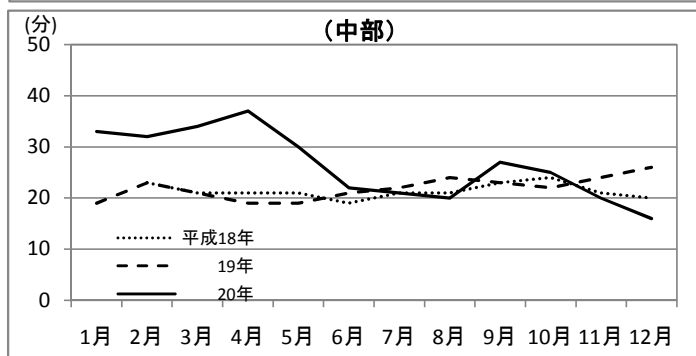
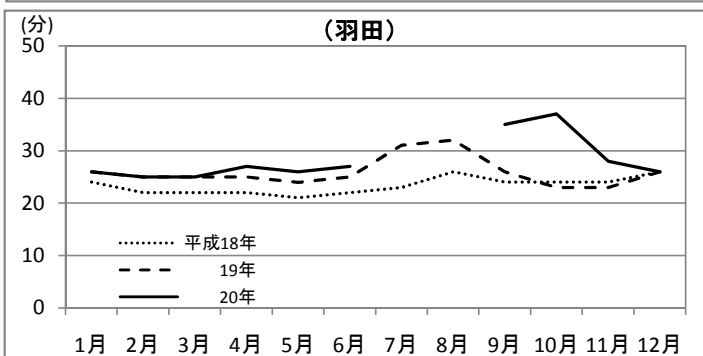
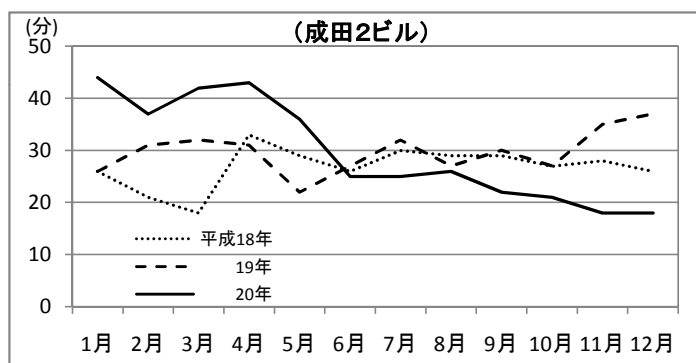
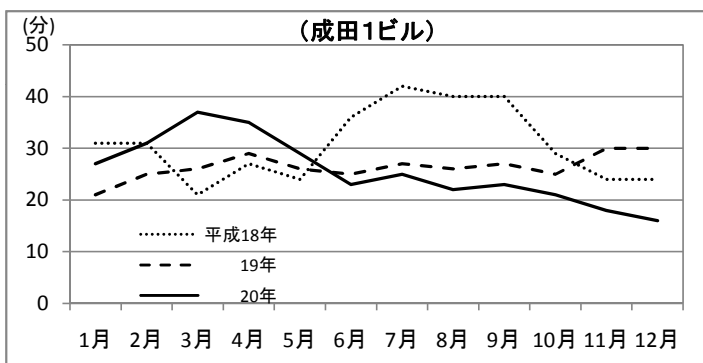




資料15 外国人入国審査の最長審査待ち時間（主要4空港）

（単位：人、分）

審査場名	年	年間外国人 正規入国者数	最長審査待ち時間												年平均	1～10月平均 (指紋等 の影響が ない期間)	11～10月 平均(指紋 等の影響 がある期 間)
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
成田1ビル	平成18年	4,015,727	31	31	21	27	24	36	42	40	40	29	24	24	30.8	32.1	-
	19年	4,375,849	21	25	26	29	26	25	27	26	27	25	30	30	26.4	25.7	25.4
	20年	-	27	31	37	35	29	23	25	22	23	21	18	16	25.6	-	27.8
成田2ビル	平成18年		26	21	18	33	29	26	30	29	29	27	28	26	26.8	26.8	-
	19年		26	31	32	31	22	27	32	27	30	27	35	37	29.8	28.5	28.3
	20年		44	37	42	43	36	25	25	26	22	21	18	18	29.8	-	32.8
羽田	平成18年	344,497	24	22	22	22	21	22	23	26	24	24	24	26	23.3	23.0	-
	19年	441,477	26	25	25	25	24	25	31	32	26	23	23	26	25.9	26.2	26.0
	20年	-	26	25	25	27	26	27	-	-	35	37	28	26	28.2	-	27.7
中部	平成18年	515,603	-	23	21	21	21	19	21	21	23	24	21	20	21.4	21.6	-
	19年	596,392	19	23	21	19	19	21	22	24	23	22	24	26	21.9	21.3	21.2
	20年	-	33	32	34	37	30	22	21	20	27	25	20	16	26.4	-	27.6
関空北	平成18年	1,471,413	34	30	20	23	24	23	26	32	35	36	43	29	29.6	28.3	-
	19年	1,647,188	27	28	28	29	27	30	34	37	25	27	40	31	30.3	29.2	30.3
	20年	-	34	39	47	49	39	31	39	45	40	33	32	24	37.7	-	38.9
関空南	平成18年		24	20	20	21	20	19	23	21	21	25	24	15	21.1	21.4	-
	19年		18	19	20	25	26	23	27	28	35	30	41	25	26.4	25.1	24.2
	20年		31	27	37	45	36	31	42	43	40	30	31	22	34.6	-	35.7
平均	平成18年	1,586,810	27.8	24.5	20.3	24.5	23.2	24.2	27.5	28.2	28.7	27.5	27.3	23.3	25.5	25.6	-
	19年	1,765,227	22.8	25.2	25.3	26.3	24.0	25.2	28.8	29.0	27.7	25.7	32.2	29.2	26.8	26.0	25.9
	20年	-	32.5	31.8	37.0	39.3	32.7	26.5	30.4	31.2	31.2	27.8	24.5	20.3	30.4	-	31.8



(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。「-」は、該当数不詳(未測定を含む。)を表す。  
 2 平成19年11月以降は、外国人が上陸審査を受ける際に指紋等の個人識別情報を提供することが義務付けられ、その取得等の作業が加わっている。  
 3 「1～10月平均(指紋等の影響がない期間)」欄は、注2で記載の指紋取得等作業の影響がない期間での年別比較を表す。  
 4 「11～10月平均(指紋等の影響がある期間)」欄は、注2で記載の指紋取得等作業の影響がない期間(平成18年11月～19年10月)と影響がある期間(19年11月～20年10月)の比較を表す。

資料16 外国人入国審査の最長審査待ち時間（主要4空港以外の34空港）

（単位：人、分）

管轄 入国管 理局	審査場名	年	年間外国人 正規入国者数	最長審査待ち時間											
				1月	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	3か年平均 (平成18 ～20年)	
札幌	新千歳	平成18年	266,651	-	-	22	20	-	18	16	-	-	19.0	19.1	
		19年	300,549	19	16	-	-	18	-	-	-	-	17.7		
		20年	-	-	-	22	26	18	20	20	14	19	19.9		
	函館	平成18年	57,832	-	-	22	17	-	11	13	-	-	15.8	22.6	
		19年	59,301	17	20	-	-	16	-	-	-	-	17.7		
		20年	-	-	-	36	35	29	26	28	19	27	28.6		
	旭川	平成18年	39,188	-	-	34	25	-	12	20	-	-	22.8	25.9	
19年		38,963	19	30	-	-	20	-	-	-	-	23.0			
20年		-	-	-	38	40	27	26	33	17	22	29.0			
釧路	平成18年	15,856	-	-	33	30	-	-	23	-	-	28.7	30.1		
	19年	15,377	29	24	-	-	29	-	-	-	-	27.3			
	20年	-	-	-	33	43	17	38	32	-	-	32.6			
帯広	平成18年	17,188	-	-	30	32	-	27	30	-	-	29.8	29.7		
	19年	19,485	27	37	-	-	17	-	-	-	-	27.0			
	20年	-	-	-	35	37	30	-	-	20	34	31.2			
女満別	平成18年	5,665	-	-	33	-	-	12	20	-	-	21.7	25.9		
	19年	5,084	10	-	-	-	19	-	-	-	-	14.5			
	20年	-	-	-	35	48	-	-	-	30	-	37.7			
仙台	仙台	平成18年	59,296	-	-	18	22	-	17	17	-	-	18.5	20.3	
		19年	80,504	28	19	-	-	20	-	-	-	-	22.3		
		20年	-	-	-	24	29	16	17	28	16	13	20.4		
	福島	平成18年	25,950	-	-	24	30	-	31	40	-	-	31.3	28.8	
		19年	30,046	28	35	-	-	36	-	-	-	-	33.0		
		20年	-	-	-	32	28	29	30	30	16	14	25.6		
	秋田	平成18年	14,030	-	-	38	15	-	16	21	-	-	22.5	23.9	
19年		10,467	35	19	-	-	17	-	-	-	-	23.7			
20年		-	-	-	31	28	17	20	28	16	33	24.7			
青森	平成18年	19,478	-	-	-	18	-	20	27	-	-	21.7	23.1		
	19年	24,554	23	23	-	-	22	-	-	-	-	22.7			
	20年	-	-	-	29	21	20	24	21	34	18	23.9			
花巻	平成18年	4,429	-	-	-	-	-	-	37	-	-	37.0	35.0		
	19年	6,765	-	33	-	-	-	-	-	-	-	33.0			
	20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
山形	平成18年	204	-	-	-	20	-	-	-	-	-	20.0	20.0		
	19年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
東京	新潟	平成18年	42,526	-	-	16	17	-	23	18	-	-	18.5	20.9	
		19年	41,324	20	22	-	-	23	-	-	-	-	21.7		
		20年	-	-	-	25	22	23	23	24	18	19	22.0		
名古屋	富山	平成18年	29,288	-	-	25	18	-	18	21	-	-	20.5	19.7	
		19年	35,874	19	25	-	-	18	-	-	-	-	20.7		
		20年	-	-	-	23	22	18	15	24	15	15	18.9		
	小松	平成18年	17,984	-	-	18	25	-	18	22	-	-	20.8	22.6	
		19年	18,634	23	23	-	-	20	-	-	-	-	22.0		
20年		-	-	-	36	23	21	25	27	20	15	23.9			
能登	平成18年	3,808	-	-	-	-	-	-	18	-	-	18.0	31.5		
	19年	6,271	-	45	-	-	-	-	-	-	-	45.0			
	20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
広島	広島	平成18年	43,241	-	-	17	19	-	21	24	-	-	20.3	18.6	
		19年	47,994	17	24	-	-	19	-	-	-	-	20.0		
		20年	-	-	-	17	17	18	19	18	17	14	17.1		
	岡山	平成18年	18,947	-	-	26	23	-	21	27	-	-	24.3	22.5	
		19年	23,507	18	24	-	-	22	-	-	-	-	21.3		
		20年	-	-	-	24	21	22	20	24	26	17	22.0		
	米子	平成18年	8,200	-	-	29	17	-	21	20	-	-	21.8	19.1	
		19年	6,695	17	22	-	-	9	-	-	-	-	16.0		
		20年	-	-	-	20	17	17	26	18	23	12	19.0		
	出雲	平成18年	198	-	-	-	-	-	-	25	-	-	25.0	25.0	
19年		496	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
20年		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
鳥取	平成18年	249	-	-	-	27	-	-	-	-	-	27.0	27.0		
	19年	233	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

管轄 入国管理 局	審査場名	年	年間外国人 正規入国者数	最長審査待ち時間											
				1月	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	3か年平均 (平成18 ~20年)	
高松	高松	平成18年	6,674	-	-	11	6	-	16	17	-	-	12.5	20.5	
		19年	8,738	18	32	-	-	25	-	-	-	-	25.0		
		20年	-	-	-	23	23	27	15	25	26	23	23.1		
	松山	平成18年	9,525	-	-	17	17	-	31	21	-	-	21.5	24.9	
		19年	9,614	32	24	-	-	20	-	-	-	-	25.3		
		20年	-	-	-	31	24	24	30	30	22	25	26.6		
	徳島	平成18年	248	-	-	-	20	-	-	-	-	-	20.0	20.0	
		19年	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	高知	平成18年	821	-	-	-	-	-	-	25	-	-	25.0	25.0	
		19年	288	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
福岡	福岡	平成18年	386,514	-	-	14	15	-	14	15	-	-	14.5	16.1	
		19年	432,750	13	15	-	-	15	-	-	-	-	14.3		
		20年	-	-	-	17	19	18	20	20	16	15	17.9		
	北九州	平成18年	2,304	-	-	18	11	-	16	13	-	-	14.5	14.5	
		19年	6,596	14	13	-	-	12	-	-	-	-	13.0		
		20年	-	-	-	-	-	-	17	18	13	-	16.0		
	佐賀	平成18年	4,683	-	-	-	30	-	14	-	-	-	22.0	27.3	
		19年	3,973	50	45	-	-	10	-	-	-	-	35.0		
		20年	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	15.0		
	長崎	平成18年	18,471	-	-	26	18	-	16	24	-	-	21.0	20.1	
		19年	17,687	23	26	-	-	18	-	-	-	-	22.3		
		20年	-	-	-	25	20	25	20	12	10	18	18.6		
熊本	平成18年	13,189	-	-	30	34	-	14	17	-	-	23.8	22.8		
	19年	14,596	32	26	-	-	18	-	-	-	-	25.3			
	20年	-	-	-	27	37	27	16	20	12	9	21.1			
大分	平成18年	12,221	-	-	27	15	-	22	23	-	-	21.8	24.6		
	19年	14,424	28	45	-	-	17	-	-	-	-	30.0			
	20年	-	-	-	32	29	18	33	16	15	25	24.0			
宮崎	平成18年	23,955	-	-	22	23	-	17	21	-	-	20.8	19.2		
	19年	27,018	26	22	-	-	16	-	-	-	-	21.3			
	20年	-	-	-	23	21	14	18	15	15	16	17.4			
鹿児島	平成18年	17,959	-	-	15	21	-	18	16	-	-	17.5	18.5		
	19年	25,660	28	22	-	-	16	-	-	-	-	22.0			
	20年	-	-	-	20	15	18	16	18	20	16	17.6			
那覇	平成18年	64,500	-	-	14	13	-	14	14	-	-	13.8	18.9		
	19年	83,542	13	15	-	-	14	-	-	-	-	14.0			
	20年	-	-	-	27	29	27	24	24	21	16	24.0			
主要4空港以外の 34空港平均	平成18年	36,802	-	-	23.2	20.6	-	18.6	21.4	-	-	20.9	22.2		
	19年	42,943	23.2	25.9	-	-	20.1	-	-	-	-	22.7			
	20年	-	-	-	27.4	26.5	21.7	22.4	23.0	18.8	18.9	22.8			

(注) 平成18年以降に最長審査待ち時間を測定している主要4空港以外の34空港について、法務省の資料に基づき当省が作成した。  
「-」は、該当数不詳(未測定を含む。)を表す。

